

お客さま各位

着色フィルム等を貼付した車両の入庫について

着色フィルム等を貼付した車両の入庫に関する方針をお知らせいたします。

弊社の整備事業場は、国から特定整備事業の認証を受けており、整備を行う自動車には保安基準の適合が求められます。

前面ガラス及び側面ガラス（運転席より後方の部分を除く）に関しては、「道路運送車両の保安基準第29条」により、光をどれだけ通すかを数値化した可視光線透過率が70%以上であることが要求されています。

お客様ご自身もしくはご依頼された施工業者によって着色フィルム等が車両に貼付された場合、同施工業者から可視光線透過率が70%以上である旨の確約を得ても、着色フィルム等は経年劣化等により性能が低下し、保安基準を維持できなくなる可能性があります。

過去には運輸支局等での測定において、経年劣化等により可視光線透過率が低下し、保安基準に適合しなくなる事例が発生しています。

弊社は、着色フィルム等の透過率測定を行っておりません。そのため、着色フィルム等を貼付された車両については、保安基準に適合しているとの前提での入庫受付が難しい状況となっております。従いまして、一律に前面ガラス及び側面ガラス（運転席より後方の部分を除く）に着色フィルム等を貼付した車両の入庫はお断りさせていただいております。

今後、着色フィルム等の性能向上に伴い、可視光線透過率が恒久的に保安基準をクリアできることが公的機関により証明されました際には、弊社グループ整備事業場においてサービスの提供を検討させていただきます。

尚、以前に弊社グループにて紫外線対策等を施工して頂いたお客様車両につきましては、お客様と相談の上で対応させていただきます。

上記について、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

